上砂川町民間賃貸住宅建設費補助制度要綱

(目的)

第１条　町内企業若しくは町内に居住を希望する者に対する良質な住宅ストックが不足しており、また、民間賃貸住宅が皆無であるため、建設費の一部を補助することにより、民間賃貸住宅の建設促進を図るとともに、低家賃住宅の提供による移住定住対策に資することを目的とする。

(定義)

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ　る。

　(１)民間賃貸住宅　上砂川町において居住の用に供するため建設された建物で、所有者と　居住者との間で賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅をいう。

　(２)新築　区画整備された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地、町有地に住宅を建築することをいう。

　(３)資格登録業者　北海道内に本店又は受任者たる営業所を有する者で、要領に定める資　格登録を行っている者をいう。

　(５)町内建設業者　町内建設業者による施工並びに建設に携わることをいう

(補助対象者)

第３条　補助金の交付の対象となる者は(以下｢補助対象者｣という。)は、資格登録業者である　者とする。

(建設補助要件)

第４条　補助金の交付の対象となる事業(以下｢補助対象事業｣という。)は、補助対象者が新築　する民間賃貸住宅とする。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当するものに限る。

　(１)建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)その他の関係法令(以下｢建築基準法｣という。)の基準に適合しているもの

　(２)北海道に適した仕様で、防音対策を講じているもの

　(３)組立式仮設住宅でないもの。

　(４)１戸当たりの住居専有面積(延床面積/戸数)が３３平方メートル(１０坪程度)以上であるもの

　(５)１棟当たり４戸以上の住宅で、１DK以上のもの

　(６)各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所、洗面所、洗濯機置き場及び給湯設備が設置されて　いるもの

　(７)各戸の専用駐車敷地及びトランクルームもしくは物置が設置されているもの

　(８)資格登録業者が施工するもの

　(９)２０年以上賃貸住宅として管理するもの

(補助対象経費)

第５条　前条の補助における補助金の交付の対象となる経費(以下｢補助対象経費｣という。)　は、建築工事費、外構工事費、設備工事費とする。

(補助金額)

第６条　町は、補助対象要件に適合する住宅建設を実施する補助対象者に対し、次の各号に　定める基準に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

　(１)補助金の率及び限度額は、１戸当たり補助対象経費の４０％以内、上限４００万円（２ＬＤＫ以上の住戸にあっては６５０万円）とする。

　(２)町内建設業者により建設した場合、若しくは、施工にあたり町内業者が２社以上建設に関　わった場合は、第１号に掲げる補助金の率及び限度額をそれぞれ５０％以内、５００万円（２ＬＤＫ以上の住戸にあっては８００万円）とする。ただし、ＺＥＨ水準または省エネ基準に適合し、かつ、建築士等による適合の証明、または第三者機関等によって性能が評価された住宅にあっては、第１号及び本号に掲げる限度額にそれぞれ１５０万円（２ＬＤＫ以上の住戸にあっては２００万円）を上限に加算する。

(補助金の申請)

第７条　この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、要領で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(補助金の決定)

第８条　町長は前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その決定内容について申請者に通知するものとする。

(町有地の貸与等)

第９条　前条により交付決定を認め、町有地に建設する場合、町有地を無償貸与し、その期間　を交付決定日から２０年間とする。

２　上砂川町企業振興促進条例に準拠し、固定資産税の減免を行うものとする。

(内容の変更等)

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、その内容等を変更しようとするときは、要領で定めるところにより、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第11条　補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、要領で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第12条　町長は、前条による実績報告があったときは、速やかに実施検査を行い、検査合格後４０日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条　町長は、補助を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

　(１)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

　(２)偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき

　(３)民間賃貸住宅を譲渡又は廃止若しくは他の用途に変更したとき

　(４)その他目的を達成できないと認めたとき

(報告等)

第14条　町長は、この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者又は補助金の決定を受けた者について報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第15条　この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

　附　　則

(施行期日)

１　この要綱は、令和５年４月１４日から施行する。

（令和５年度に係る補助金の措置）

２　　第６条に規定する令和５年度の補助金交付について、最大１６戸、８，０００万円を上限とする。

　附　　　則

　この要綱は、令和５年９月２５日から施行する。

附　　　則

　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。